

一般名処方加算に係る取り組み

当院では、医薬品の安定的な供給や、患者さまの医療費負担の軽減のため、一般名（有効成分の名称）での処方を行っています。

当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

尚、令和6年10月より、医療上の必要性があると認められない場合に患者様の希望を踏まえ長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療養費として患者さんの自己負担となります。

※一般名処方：お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方箋に記載することです。

※長期収載品：後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置き換え率が50%以上のものなど要件に合った品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています